

2025年7月7日

悪性腫瘍既往のある患者に対する肺移植適応の基本方針

日本肺および心肺移植研究会事務局

【背景】

中央肺移植適応検討委員会における審査プロセスにおいて、悪性腫瘍既往患者の肺移植適応に関する判断基準の明確化が求められている旨、同委員会より報告があった。現在の中央肺移植適応検討委員会における除外判断としては、「固形腫瘍については、治療後5年以内は原則として除外対象とするが、治療により根治が得られている場合はこの限りではない」とされておりますが、この「根治性」の判断基準について、肺移植実施施設間での共通認識が必ずしも十分ではない状況であった。

このため、肺移植実施施設間で基本方針を整理し、共通見解を形成することを目的として、2025年6月25日に肺移植実施施設会議を開催し、下記のとおり基本方針（案）を取りまとめた。なお、本会議には、日本呼吸器学会肺移植委員会・中央肺移植適応検討委員会より宮崎泰成委員長にもご出席いただき、ご意見を頂戴した。なお、本会議には、日本呼吸器学会肺移植委員会・中央肺移植適応検討委員会より宮崎泰成委員長にもご出席いただき、ご意見を賜った。

本基本方針の策定にあたっては、すでに運用されている心臓移植における悪性腫瘍既往患者の適応基準を参考とし、整合性を考慮している。

【適応基準】

根治的がん治療後にホルモン療法などの追加治療が不要であり、地域がん診療連携拠点病院基準以上の認定を受けた医療機関の Cancer Board（またはマルチディシプリナリーカンファレンス）において、5年無再発生存率が95%以上と推定されると判断された症例については、肺移植の適応対象とする。

【対象部位候補例】

胃癌Ⅰ期、大腸癌Ⅰ期、乳癌Ⅰ期、子宮頸癌Ⅰ期、子宮内膜癌Ⅰ期、皮膚癌Ⅰ期、低リスク甲状腺癌、喉頭癌Ⅰ期、腎癌Ⅰ期、精巣癌Ⅰ期、前立腺癌Ⅰ期など

※上記はあくまで参考例であり、個々の症例については Cancer Board による審議と記録が必要である。

【運用指針】

1. 当該患者を中央肺移植適応検討委員会に申請する際には、Cancer Board の議事録（またはその要旨）を添付する。
2. 脳死肺移植登録後は、年1回の待機更新時に再発の有無を各施設が責任を持って確認し、再発が認められた場合には中央肺移植適応検討委員会に報告し、登録除外の措置を行う。（中央肺移植適応検討委員会への報告の書式は定めないが、再発の事実と診療経過が明確に記載された文書とすること。）

【運用開始】

2025年8月1日以降の申請から適用する。

【本件担当】

日本肺および心肺移植研究会 事務局

大石 久

TEL: 022-717-8521

Email: hisashi.oishi.c7@tohoku.ac.jp